



平成 19 年 5 月 21 日

各 位

会 社 名 株式会社 トーモク  
代表者名 取締役社長 斎藤 英男  
(コード番号 3946 東証 1 部)  
問合せ先 常務取締役 内野 貢  
TEL (03) 3213-6811

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 19 年 6 月 28 日開催予定の第 68 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の理由

社外監査役として独立性の高い適切な人材を迎えられるよう、社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能とする旨を規定するものであります。

#### 2. 変更の内容

現行定款と変更案は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款                 | 変 更 案  |
|-------------------------|--|
| 第 5 章 監査役及び監査役会<br>(新設) | 第 5 章 監査役及び監査役会<br><u>(社外監査役との責任限定契約)</u>  |
| 第33条<br>↳ (条文省略)        | 第33条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項<br><u>の規定により、社外監査役との間に、<br/>任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める最低責任<br/>限度額に限定する契約を締結する<br/>ことができる。</u> |
| 第41条                    | 第34条<br>↳ (現行第 33 条～第 41 条のとおり)  |
|                         | 第42条   |

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 19 年 6 月 28 日  
定款変更の効力発生日 平成 19 年 6 月 28 日

以 上